

令和2年度 環境修復事業 第205-2分6003号 桑名市源十郎新田事案 支障除去対策事業 低濃度PCB廃棄物（汚泥等）処理業務委託の公告に関する質問への回答（その7）

	質問内容	回答
①	<p>競争入札参加に必要な資格について</p> <p>処分、運搬を行う構成員については表1（調達説明書2ページ目）の許可等を有することとありますが、収集運搬、処分ともに大臣認定は必ず必要でしょうか？</p>	<p>表1（収集運搬及び処分に係る許可等）では、収集運搬、処分ともに大臣認定だけでなく、都道府県知事又は政令市長の許可であっても可能としています。</p>
①	<p>発生時期、搬出時期について</p> <p>対象廃棄物は主に令和3年6～8月に発生とのことですが、同期間に処理の完了を行わなくても問題ないでしょうか？（法的処理期限は遵守）</p>	<p>対象廃棄物の主な搬出期間は令和3年6～8月ですが、当該期間は<u>搬出の実施期間</u>として設定しており、必ずしも同期間内に処分の完了を求めるものではありません。</p> <p>※【特記仕様書】4ページをご参照下さい。</p>